

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成24年那智勝浦町議会第4回定例会)

平成24年12月5日

9 時 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	議案第60号 東牟婁郡公平委員会規約の一部改正の協議について	6
日程第5	議案第61号 特別会計条例の一部を改正する条例	7
日程第6	議案第62号 那智勝浦町立保育所設置条例の一部を改正する条例	8
日程第7	議案第63号 那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	9
日程第8	議案第64号 那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	9
日程第9	議案第65号 那智勝浦町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例	9
日程第10	議案第66号 平成24年度那智勝浦町一般会計補正予算(第4号)	13
日程第11	議案第67号 平成24年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第2号)	33
日程第12	議案第68号 平成24年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算(第1号)	34
日程第13	議案第69号 平成24年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第2号)	35
日程第14	議案第70号 平成24年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第1号)	37
日程第15	諮問第1号 人権擁護委員の推薦について	39
日程第16	諮問第2号 人権擁護委員の推薦について	40
日程第17	諮問第3号 人権擁護委員の推薦について	41

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1 番	左 近 誠	2 番	荒 尾 典 男
3 番	下 崎 弘 通	4 番	森 本 隆 夫
5 番	曾 根 和 仁	6 番	湊 谷 幸 三
7 番	田 中 幸 子	8 番	東 信 介
10 番	山 縣 弘 明	11 番	中 岩 和 子
12 番	引 地 稔 治		

3. 会議録署名議員の氏名

8番 東 信 介

10番 山 縣 弘 明

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長	寺 本 眞 一	副 町 長	植 地 篤 延
教 育 長	笠 松 昭 紀	消 防 長	小 脇 邦 雄
参 事 (総務課長)	濱 口 博 之	総務課新病院 建設推進室長	西 田 秀 也
会 計 管 理 者	宮 本 洋 和	病 院 事 務 長	八 木 敦 哉
税 務 課 長	城 本 和 男	住 民 課 長	寺 本 資 久
福 祉 課 長	福 居 和 之	観 光 産 業 課 長	瀧 本 雄 之
建 設 課 長	橋 本 典 幸	水 道 課 長	上 地 清 隆
教 育 次 長	小 玉 常 夫	総 務 課 企 画 員	畑 中 卓 也

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長	藪 本 活 英
事 務 局 主 査	寺 地 強
事 務 局 副 主 査	脇 地 健

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君） おはようございます。

紀南新聞社、熊野新聞社より議場での撮影許可の申し出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載いたしております傍聴人規則を遵守し議事の円滑な進行に御協力をいただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時00分 開会

○議長（森本隆夫君） ただいまから平成24年第4回那智勝浦町議会定例会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時00分 開議

○議長（森本隆夫君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森本隆夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

8番東信介君、10番山縣弘明君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（森本隆夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

6番湊谷君。

○議会運営委員長（湊谷幸三君） 議会運営委員会の協議の結果を御報告いたします。

去る11月30日に委員会を開会いたしまして平成24年第4回定例会の日程等について協議いたしました。その結果について御報告いたします。

本定例会に付議すべき事件は14件で、その内訳は規約の改正が1件、条例の改正が2件、条例の制定が3件、補正予算が5件、人事案件が3件であります。

会期は本日5日より12日までの8日間を予定しております。本会議4日、委員会2日、純休会2日となっております。

次に、議事予定表をごらんいただきたいと思います。

〔議事予定表朗読〕

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から12月12日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、会期は本日から12月12日までの8日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（森本隆夫君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） おはようございます。

本日平成24年第4回定例会を招集しましたところ、議員各位には何かと御多用中であるにもかかわらず御参集賜りましてまことにありがとうございます。

議題とすべき議案の概要について御説明を申し上げるに先立ち、諸報告を行います。

最初に、衆議院議員総選挙に係る投票所の変更について報告いたします。

昨日第46回衆議院議員総選挙が公示されました。16日の投票日に向けて全国各地で舌戦が繰り上げられるものと思われませんが、本町におきましても本日から期日前投票が行われております。

昨年の台風12号災害により被災した市野々小学校体育館と井関保育所は、現在修理中であり、投票所として使用できませんので、今回の総選挙では市野々コミュニティーセンター及び井関宝珠寺をお借りし投票所といたします。また、那智の郷区住民はこれまで川関児童会館にて投票していましたが、川関橋が落橋し移動が困難ですので、町公民館天満分館にて投票していただくこととなりました。いずれも住民への周知を徹底し混乱のないように努めます。

次に、岐阜県揖斐川町と災害時相互応援協定締結について報告いたします。

揖斐川町は岐阜県の最西部に位置し、北部は福井県、西部は滋賀県と接しております。平成17年1月31日に旧揖斐川町と谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村、坂内村の6カ町村が合併し、現在の揖斐川町が誕生しました。総面積は803.68平方キロメートルと広大で、町域の92%を森林が占めており、約8,000世帯2万3,000人の人々が暮らしております。観光名所の一つに西国三十三カ所観世音霊場33番札所の谷汲山華厳寺があります。1番札所的那智山青岸渡寺を有する本町とは観光協会同士が姉妹観光協会として交流を続けてまいりました。そのような御縁が行政同士の交流にもつながり、このたび災害時の相互応援協定を締結することで合意し、今月19日に本町にて調印式を行うこととなりました。

昨年は台風12号災害があり、近い将来には南海トラフ付近の巨大地震、大津波発生が危惧されており、大規模災害時の支援体制確立は急務であります。今回の調印は勝浦ネットワーク会議での千葉県勝浦市、徳島県勝浦町との協定に続くものであり、中部地方の自治体との締結は

初めてであります。

次に、紀の国わかやま国体那智勝浦町実行委員会設立について報告いたします。

平成27年に第70回国民体育大会「紀の国わかやま国体」が開催され、本町にてレスリングと剣道の2種目が開催されますことは、本町のスポーツ活動の普及、発展並びに観光振興に寄与するものと期待しております。町民の皆様方が「躍動、喚起、そして絆」のスローガンのもと、簡素の中にも心のこもった、今の時代に合った新しい国民体育大会の実現を目指し、その準備に万全を期すため、紀の国わかやま国体那智勝浦町実行委員会を設立することになりました。来年1月21日にその設立総会を開催いたします。

町民各界から成る実行委員会を中心に、関係機関、団体が密接な連携のもとに町民が一体となり開催準備に取り組んでまいりたいと思いますので、議員各位の御協力をお願いいたします。

次に、観光動態について報告いたします。

平成24年1月から10月の宿泊客数は、南紀勝浦温泉旅館組合の集計では前年同期比で4.1%の増となっております。月別に比較すると、1月、2月、6月、7月、8月が減少し、3月、4月、9月、10月は増加と、増減が激しい結果となりました。

輸送機関別内訳は、JRが20%、貸し切りバスが32%、乗用車が48%となり、JRが増加し乗用車が減少しております。JR利用者の増加は二次交通としてタクシーや路線バスの利用にもつながり、大変歓迎すべきことであり、町なかでゆっくり滞在していただくための受け入れ態勢の充実を図っていかねばなりません。

発地帯別内訳では、近畿が47%、東海が18%、関東が16.5%となっており、昨年と大きな差はありません。

今後の観光誘客活動としまして、12月に広域連携PRとして名古屋及び大阪で誘客イベントを行います。さらに1月26日には第19回まぐろ祭りを、2月9日から10日には女性をターゲットにした初開催の南紀スイーツフェスティバルを、2月17日から3月17日の毎週日曜日には南紀勝浦C級グルメフェアをそれぞれ開催し、観光誘客を図りたいと考えております。

次に、本会議に提案しております議件の概要について説明いたします。

本会議に御審議をお願いいたします案件は14件であります。その内訳は、規約の改正1件、条例の改正2件、条例の制定3件、平成24年度補正予算5件、人権擁護委員の推薦3件であります。

議案第60号及び議案第61号は、東牟婁郡公平委員会の事務局を串本町へ変更することに伴う規約の一部改正及び特別会計条例の一部改正であります。

議案第62号は、浦神保育所の廃止に伴う保育所設置条例の一部改正であります。

議案第63号から議案第65号は、介護保険法の改正により介護サービス等に係る基準を条例で制定するものであります。

議案第66号は、平成24年度一般会計補正予算であり、歳入歳出それぞれ3億5,890万8,000円を追加し、予算総額を99億3,589万8,000円とするものであります。

その主なものといたしまして、選挙費で衆議院議員選挙費、社会福祉費で介護保険事業費特別会計への繰出金、障害者福祉費扶助費、ひとり親家庭等福祉医療費扶助費、児童福祉費で臨時保育士賃金、子ども医療対策費扶助費、水産業費で築いそ投石工事費、土木管理費で大谷地区残土処理場整備事業費測量設計業務等委託料、消防費で避難路整備材料費、中学校費で那智中学校校舎棟新築工事費、農林水産施設災害復旧費で災害復旧工事費であります。

議案第67号から議案第70号は、国民健康保険事業費特別会計、後期高齢者医療事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、町立温泉病院事業会計に係る平成24年度補正予算であります。

諮問第1号から諮問第3号は、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めるものであります。

以上が本会議に提案いたしました14件の概要であります。その詳細につきましては担当課長より説明いたしますので、何とぞ御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議員の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告及び議案の概要説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第60号 東牟婁郡公平委員会規約の一部改正の協議について

○議長（森本隆夫君） 日程第4、議案第60号東牟婁郡公平委員会規約の一部改正の協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課企画員畑中君。

○総務課企画員（畑中卓也君） 議案第60号について御説明いたします。

〔議案第60号朗読〕

次のページをお願いいたします。

東牟婁郡公平委員会規約（昭和38年規約第1号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条中「那智勝浦町」を「串本町」に改める。

附則、この規約は平成25年4月1日から施行する。

この規約につきましては、昭和26年に、当時7町20村で構成していましたが東牟婁郡町村会において東牟婁郡公平委員会の設置が決議され、その際、申し合わせとして、1つ、共同設置とする。2つ、事務局は最大職員数の町村に置くこととされ、勝浦町、現在的那智勝浦町に事務局を置くこととなり今日に至っております。しかしながら、平成17年4月に串本町と古座町の合併による新串本町が誕生し、同時に西牟婁郡から東牟婁郡に編入され、串本町が郡内における最大規模職員数の町村となりました。そのことを受けて、東牟婁郡町村会では先ほどの申し合わせ事項について協議を重ね、平成23年6月1日に開催された会議において東牟婁郡公平委員会の事務局は平成25年4月1日から串本町に置くことが承認されました。このことを踏まえ、地方自治法第252条の7第2項に基づき、東牟婁郡公平委員会委員長の協議依頼を受け、東牟婁郡公平委員会規約の一部を改正するため議決をお願いするものであります。

別紙に新旧対照表をつけております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第60号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第61号 特別会計条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第5、議案第61号特別会計条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課企画員畑中君。

○総務課企画員（畑中卓也君） 議案第61号について御説明いたします。

〔議案第61号朗読〕

次のページをお願いいたします。

特別会計条例（昭和39年条例第15号）の一部を次のとおり改正する。

第1条第2項中「東牟婁郡公平委員会共同設置事業」を削る。

附則、この条例は平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度会計終了まで存続する。

この条例の改正は、先ほど御可決いただきました東牟婁郡公平委員会規約の一部改正の協議に係る平成25年4月1日から事務局を那智勝浦町から串本町に変更することに伴い、本町の特別会計条例から「東牟婁郡公平委員会共同設置事業」を削除するものです。

別紙に新旧対照表をつけております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第61号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第62号 那智勝浦町立保育所設置条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第6、議案第62号那智勝浦町立保育所設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 議案第62号那智勝浦町立保育所設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

〔議案第62号朗読〕

この本条例の提案理由でございますが、那智勝浦町立浦神保育所が平成24年4月1日に下里保育所へ統合したことに伴い、条例第2条の表中「浦神保育所 那智勝浦町大字浦神1805番地の2」を削り、廃止するものでございます。

附則、この条例は平成25年1月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第62号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第63号 那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の
基準に関する条例

日程第8 議案第64号 那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及
び運営の基準等に関する条例

日程第9 議案第65号 那智勝浦町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を
定める条例

○議長（森本隆夫君） 日程第7、議案第63号那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営の基準に関する条例から日程第9、議案第65号那智勝浦町指定地域密着型サービ
ス事業者等の指定に関する基準を定める条例までを一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 議案第63号那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及
び運営の基準に関する条例について御説明申し上げます。

〔議案第63号朗読〕

本条例については、議案第64号那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営の基準に関する条例並びに議案第65号那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業
者等の指定に関する基準を定める条例との関連がございますので、一括してお手元の関係資料
をもとに御説明させていただきますのでよろしくお願ひします。

本条例の提案理由でございますが、関係資料をごらんください。

条例制定の背景でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る
ための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い介護保険法等が改正され、これまで介護保険
法等に定められていた事業者の指定に関する一部の基準や厚生労働省において定めることとさ
れていた介護サービスに係る基準を都道府県や市町村の条例で定めることとされております。
これに伴い、本町における①から③の那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備
及び運営の基準に関する条例並びに那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人
員、設備及び運営の基準等に関する条例及び那智勝浦町指定地域密着型サービス事業者等の指
定に関する基準を定める条例の制定をお願いするものでございます。

次のページをお願いします。

地域密着型サービスについてでございますが、地域密着型サービスとは、介護が必要になっ
ても住みなれた地域で暮らせるよう平成18年度に創設されたもので、記載の8種類のサービス

を指すものでございます。市町村が事業者の指定を行うとともに、サービスの利用もその市町村の住民に限られるものでございます。

次のページをお願いします。

条例制定の基準、①、②でございますが、町が条例で基準を定める際には介護保険法に基づく厚生労働省令に定めるところにより、以下の基準に基づき定めることとされております。

従うべき基準とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものとしています。

その下の標準でございますが、法令の標準を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で地域の実情に応じた標準と異なる内容を定めることが許容されるものとしています。

次の参酌すべき基準というのは、地方自治体が十分参酌した結果としてあれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものでございます。

次のページを、4ページをお願いします。

条例制定の基準、③でございますが、地域密着型サービスに係る指定に関する基準等を定めるもので、その内容は、申請者の資格と地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を定めるものであります。

本町における考え方でございますが、条例制定に当たり従うべき基準または標準とされている基準については、異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、厚生労働省の基準のとおりとしております。また、参酌すべき基準とされている基準については、これまで現行の厚生労働省の省令の基準にのっとり各事業所が適正に運営されていることから、厚生労働省令どおりに定めることを基本としています。一部項目については、町固有の事情を踏まえ、現行の国基準と異なる基準を設けることとしています。

那智勝浦町条例案に独自に設ける基準といたしまして、下の表のとおり、那智勝浦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第42条、58条、79条、107条、127条、148条、176条、201条並びに那智勝浦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第40条、64条、85条にあります記録の整備に関する条項、それぞれ第2項の部分について、国の基準では「サービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない」とありますが、町独自基準としては、サービス提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならないとさせていただくものでございます。

その理由といたしまして、事業者が不適正な介護報酬を受け取ったことが明らかになった場合、町はその介護報酬の返還請求をすることになります。返還請求の事項は事業者が介護報酬を受け取った日から5年ですが、国の基準ではサービス提供に関する記録はその完結の日から2年間となっており、介護報酬の返還請求をするに当たって必要な記録が残っていない場合が想定されます。一方、事業者の負担も考慮すべきであると考え、国基準では完結の日から2年

となっておりますが、当該サービスを行った日から5年間とします。これにより長期間入所または契約している方については5年経過すれば順次廃棄することができるようになります。

以上が各条例の制定に係る経緯でございます、簡潔に申し上げますと、3条例とも国の基準をそのまま条例化し、記録の整備の部分について独自基準を設けるというものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 議案第63号から議案第65号について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 2点ほどちょっと確認だけさせていただきます。

この3つの改正というか、新規の条例なんですけども、介護保険法の規定に基づいて幾つかの基準を定められておりますけども、これまで平成18年に介護保険サービスが、地域密着型サービスですね、これが創設されてずっと運営されているわけなんですけども、今回のこの条例が平成25年4月1日から施行されることにより町の財政面ですね、そういう面に負担はこれから、その4月からはふえてくるのかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

それと、この条例を見ましたら、事業者に関する介護サービス面の規定を定めていると思うんですけども、今回の条例の規定によりまして事業者の運営面等の内容に変更があるのか。見たところないようには思うんですけども、ちょっと条例の枚数が多いので確認できませんので、そういう点、ちょっと確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 最初の財政面のことでございますが、この介護保険につきましては3年間の介護保険事業計画の中で全て計画を立てておりますので、財政面についてはそれによって保険料とか国の負担金とか調整交付金とか、それぞれによって3年間計画を立てておりますので、その点は問題ないと思います。

あと運営面ですけども、この基準の運営に関して国のとおり、今のところ施行しているところでございます。今のところ問題点がないということで、この基準でやっております。

つけ加えますと、これは質問にはなかったんですけども、今現在地域密着型というのは湯ごりの郷、かしの木、そしてつつじ園が今のところ、あと日好荘の認知症のデイサービスが地域密着型に該当しております。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

質疑を終結することに御異議ありませんか。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 単純なお尋ねでございますが、なぜ今の時期に条例化されたかということについて、もう少し詳しく御説明願いたいと思います。

というのは、平成18年にこの法律ができたわけですね。それから基準もその後できたと思う

んですけど、なぜ今の時期に町が条例化しなければならなかったかということについて、もうちょっと詳しく御説明願いたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） その点につきましては、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るために義務づけ、格付を見直すという趣旨を踏まえた地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成23年4月28日にできまして、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成23年6月15日に制定されております。それらの中で介護保険法等について所要の改正を行われまして、その結果、これまでの介護保険法に定めていた事業者の指定に関する事務の基準や厚生労働省で定められた介護サービスに関する基準を都道府県や市町村の条例で定めることとされておるといふことになったわけでございます。

この部分につきましては、町指定の分でございますが、県のそれ以上の大きな施設につきましては県が9月の県議会で議決されております。県内では和歌山市とうちと、そして串本町がこの12月議会に出しておりますが、あとは全部3月で上程するというのを聞いております。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第63号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第63号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第64号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第64号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第65号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第65号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第66号 平成24年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）

○議長（森本隆夫君） 日程第10、議案第66号平成24年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 議案第66号平成24年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）について総務課の関係について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,890万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億3,589万8,000円とするものです。

第2条で地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計欄で補正前の額95億7,699万円、補正額3億5,890万8,000円、計99億3,589万8,000円となります。

3ページ下をお願いいたします。

歳出ですが、款2総務費から次のページ、款10災害復旧費まで、歳出合計欄の補正前の額、補正額、計の額は歳入と同額でございます。

5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正です。

起債の目的欄中、過年災害復旧事業から一番下の過疎対策事業まで、補正前の限度額21億6,550万円に2億1,110万円を増額し、補正後の限度額を23億7,660万円とするものでございま

す。

次の6ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1総括、歳入及び7ページの歳出について、それぞれ3億5,890万8,000円の増額を行っております。

7ページの補正額の財源の内訳でございますが、国県支出金で5,723万6,000円、地方債で2億1,110万円、その他657万5,000円、一般財源が8,399万7,000円となっております。

次の8ページをお願いいたします。

2歳入ですが、款10地方交付税の目1地方交付税は8,399万7,000円を増額し、計は26億6,174万円となっております。

次に、飛びまして11ページをお願いいたします。

11ページの一番上、款20諸収入、項4雑入、目1雑入、補正額157万5,000円につきましては、説明欄記載の防災行政無線移設保証金として那智勝浦新宮道路延長工事に伴い防災行政無線の移設が必要となったため、移設費用の全額を国交省から受け入れるものでございます。

次の款21町債、項1町債、目5消防債につきましては、説明欄記載の消防救急無線デジタル化整備事業に対しまして、節1緊急防災・減災事業債から節2過疎対策事業債に変更をお願いするものでございます。

次の目6教育債は、那智中学校校舎棟不適格改築事業に対して、節1過疎対策事業債から節2緊急防災・減災事業債に変更し9,910万円増額して6億6,680万円とするものでございます。

次の目7災害復旧債、節2過年度単独災害復旧事業債は説明欄記載の農地農業施設災害復旧事業に対し1,300万円の増額をお願いするものでございます。

次の目9土木債、節2市町村振興資金貸付金9,900万円につきましては、新たに大谷地区残土処理場整備事業に対してお願いするものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

3歳出でございますが、款2総務費、項1総務管理費、目7企画費で30万円の補正をお願いしております。節19負担金補助及交付金の説明欄記載の地域活性化対策事業補助金でございます。今回、熊野の鉄道100周年を祝い未来を考える実行委員会が熊野地方に初めての新宮鐵道が勝浦－新宮間に開業して100年目を迎えるに当たり各種記念事業を実施し、紀南の発展の歴史の再認識と地域活性化を図るということで当団体への補助をお願いするものでございます。

18ページをお願いいたします。18ページの下の段でございます。

款8消防費、項1消防費、目4水防費で60万円の補正をお願いしております。節3職員手当等で小匠防災ため池施設に係る超過勤務手当で、大雨等による出勤時間の増により補正をお願いするものでございます。

次に、目5災害対策費につきましては、477万8,000円の補正をお願いしております。節11需用費の320万3,000円、説明欄記載の消耗品費につきましては、避難路整備用材料費として朝日

区初め7区に、主にLEDの夜間照明や手すり等の費用をお願いするものでございます。その下の節15工事請負費157万5,000円につきましては、歳入の雑入でも御説明させていただきましたが、那智勝浦新宮道路延長工事に伴いまして二河地区に設置しております防災行政無線を移設する必要がございまして移設するものでございます。費用につきましては全額雑入で受け入れさせていただくものでございます。

20ページからは補正予算給与明細書をつけさせていただいております。

総務課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 総務課企画員畑中君。

○総務課企画員（畑中卓也君） 選挙関係について御説明いたします。

恐れ入りますが、歳入の10ページをお願いいたします。

下段の款15県支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節3衆議院議員選挙費委託金1,450万円は、昨日4日に公示し、今月16日に執行される衆議院議員総選挙に係る委託金です。

13ページをお願いいたします。

歳出です。

款2総務費、項4選挙費、目3衆議院議員選挙費、補正額1,450万円は衆議院議員総選挙に係る費用で、歳入の県支出金と同額であります。

次のページをお願いいたします。

したがいまして、今回の補正により選挙費の合計は1,624万6,000円となります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 住民課の関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いします。

歳入でございます。

下段の款15県支出金、項1県負担金、目2の民生費負担金、節区分7の後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金35万8,000円につきましては、後期高齢者医療保険料に係る低所得者への軽減分に係る県負担金の交付決定による追加交付分でございます。

15ページをお願いします。

歳出です。

款3の民生費、項1社会福祉費、目1の社会福祉総務費、補正額47万7,000円につきましては、節区分28の繰出金で広域連合への納付金が生じたことから後期高齢者医療事業費特別会計へ繰り出しするものでございます。

下寄りの目8重度心身障害児者福祉医療費、補正額14万円につきましては、節区分23の償還金利息及割引料で、平成23年度医療費の錯誤に係るもので前年度に受け入れておりました県支出金を返納するものでございます。

下の目9ひとり親家庭等福祉医療費、補正額405万6,000円につきましては、節区分20扶助費

で医療費に不足が見込まれますので補正をお願いしたものでございます。

なお、補助対象医療費に対する県費補助金につきましては、事業費確定時に次の目4に出できます子ども医療対策費とあわせて補正対応をさせていただきます。

16ページをお願いします。

下の項2の児童福祉費、目4子ども医療対策費、補正額644万2,000円につきましては、節区分13委託料の審査支払委託と節区分20の扶助費の医療費に不足が見込まれますので今回補正をお願いしたものでございます。

住民課の関係につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1障害者自立支援給付費負担金、補正額1,250万円の増につきましては、身体知的精神障害者等に対する2分の1の負担金でございますが、就労継続支援、生活介護における利用実績見込みによる増額をお願いするものでございます。節2障害者医療費負担金、補正額39万円の増につきましては、自立支援医療給付費で2分の1の補助で利用実績見込みによる増額でございます。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節1、節2、補正額644万5,000円の増につきましては、先ほどの国庫負担金と連動した県の4分の1の負担金をお願いするものでございます。

10ページをお願いします。

項2県補助金、目2民生費補助金、節15社会福祉施設等対策事業補助金55万6,000円につきましては、津波等の災害から社会福祉施設等の入所者等の生命を守り、または迅速に避難させるためにライフジャケットもしくは避難用車、またはその両方を配備することに対し補助金を交付されるものでございまして、今回勝浦認定こども園が対象地域になることから購入に係る補助金を受け入れするものでございます。

15ページをお願い申し上げます。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節23償還金利子及割引料、補正額22万6,000円につきましては、過年度分在宅福祉事業費補助金返還金で、昨年度の災害に伴い老人クラブ連合大会中止による減額分を返還するものでございます。節28繰出金、補正額814万8,000円につきましては、介護予防給付費に係る給付実績見込みによる町負担分並びに介護保険システム改修委託に係る経費に対する一般会計からの繰出金をお願いするものでございます。

目7障害者福祉費、節13委託料、補正額58万円の増につきましては、電算システム改修委託分で障害者自立支援法から障害者総合支援法への平成25年4月切りかえ対応によるものでござ

います。節20扶助費、補正額2,578万円の増につきましては、国県負担金で御説明しましたとおり、就労継続支援、生活介護、障害者自立支援医療費の利用実績に伴う増額をお願いするものでございます。節23償還金利子及割引料、補正額376万4,000円につきましては、障害者福祉事業費に係る過年度実績における国、県への精算返納金でございます。

16ページをお願いします。

項2児童福祉費、目2児童措置費、補正額1,527万1,000円の増額でございますが、節4共済費207万9,000円につきましては、保育士臨時職員による社会保険料支出見込み額の補正をお願いするものでございます。節7賃金、補正額1,109万5,000円でございますが、職員の退職及び産休、育休並びに入所児童の状況により臨時職員の増加に伴う実績見込みにより増額をお願いするものでございます。節11需用費、補正額66万3,000円並びに節18備品購入費56万7,000円につきましては、今回勝浦認定こども園が県の作成する津波浸水予測図の浸水予測区域の対象地域になることから、歳入で御説明しました社会福祉施設等対策事業補助金を受け、津波等の災害から社会福祉施設等の入所者等の生命を守り、または迅速に避難させるためにライフジャケット及び避難用車を配備する費用をお願いするものでございます。なお、ほかの保育所については新たに県が作成している津波浸水予測図の状況により25年度の補助金があるかどうか未定とのことでありましたが、先般、他の地域も対象とするための要求をしているとの連絡を受け、今回対象地区のみとさせていただいておりますが、補助金のつく25年度予算で対応したいと考えております。節23償還金利子及割引料、補正額86万7,000円につきましては、23年度保育所運営費交付金に係る過年度実績における国、県への精算返納金でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 観光産業課の補正について御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。8ページをごらんください。

款12分担金及負担金、項1分担金、目2農林水産業費分担金、補正額500万円。節区分5磯根漁場再生事業分担金500万円、これにつきましては、受益者分担金であります。宇久井漁協、勝浦漁協、そして東漁協那智支所の3カ所の漁協から磯根漁場の再生の投石の要望がありました。それについての地元受益者分担金であります。

次のページをお願いします。10ページになります。

10ページ、款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、補正額560万円。節区分7農作物鳥獣害対策強化事業費補助金60万円、これにつきましては説明欄記載のとおり、有害鳥獣捕獲支援事業で県からの負担分であります。節区分14磯根漁場再生事業補助金500万円、これにつきましても先ほど申しました2漁協プラス1支所、3カ所に対する磯根漁場に対する県の3分の1の補助であります。

歳出に移らせていただきます。

17ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項2林業費、目1林業総務費、補正額183万8,000円。節区分23償還金利

子及割引料183万8,000円、これにつきましては林道大雲取線の災害における復旧、仮復旧工事の受益者負担分として受け入れておりましたが、大規模地すべり災害のほうに振りかえて、お金をいただくのは25年度になりそうなので24年度の分を0円に、とりあえず精算させていただくために返させていただくものであります。

目2林道振興費、補正額115万円。節区分8報償費115万円、有害駆除報償、これにつきましても年度当初800万円余りの報償費させていただいておりましたが、もう既に10月でその報償費は超えております。現在不足しておりますし、3月までの見込みを合わせた報償費を計上させていただいております。

続きまして、項3水産業費、目1水産業総務費、補正額89万9,000円。節区分11需用費46万4,000円、修繕料となっております。これは那智漁港における海上の標識等が現在壊れておりますので、その修繕に対する費用であります。続きまして節区分19負担金補助及交付金43万5,000円。県漁港漁場協会負担金、これにつきましては前年度の事業に対する事業割で分担金が確定してきたものでありますので増額をお願いするものであります。

目2水産振興費、補正額1,500万円。節区分15工事請負費、これにつきましては、投石事業3カ所の分であります。2,000立米の投石3カ所分の工事費であります。工事の目的といたしまして、各漁協のほうから県のほうに、今回の台風12号災害で出た大きな石を海に捨てて漁場の再生に役立てないかという申し入れを行いました。それを受けて県のほうがこういう事業を補助をつけていただくことになっております。

次のページをお願いいたします。19ページ、一番下になります。

款10災害復旧費、項2農林水産施設災害復旧費、目1町単独農林水産施設災害復旧費、補正額2,000万円。節区分15工事請負費2,000万円。これにつきましても現在農地災害等復旧に努めさせていただいておりますが、国の補助、県の補助にのっていない近隣の軽微な農地も含めて町単独でやらなければならない分の工事であります。まだこういう、まあ拾い漏れといったら、なるんですが、査定のときには認識できていなかった農地等々の工事等がこのように含まれております。そういうことで工事費2,000万円の補正をお願いするものであります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 建設課の関係について御説明申し上げます。

18ページをお願いします。

歳出でございます。

款7土木費、項1土木管理費、目2大谷地区残土処理場整備事業費、補正額1億1,000万円につきましては、節13委託料でございます。内訳につきましては、今後予定されています那智川・太田川砂防堰堤等の災害復旧事業で発生する残土の土砂受け場としての大谷地区の整備に伴う平面測量、地質調査、調整池及び造成地の詳細設計、工事用道路の詳細設計、認可申請の作成等でございます。

お手元に添付してあります関係資料の図面をごらんください。場所につきましては天満区、大谷

地区、大谷川上流の町有地でございます。下のところに、ちょっと小さいんですけども火葬場の表示がございまして、そこから約200メートル上流に既設の砂防堰堤がございまして。黒字で表示しています既設砂防堰堤（県）と書いているところが既設の砂防堰堤でございます。その堰堤から約300メートル上流に調整池を計画しております。青色で示しているところでございます。砂防調整池（町）と示しているところでございます。その調整池からさらに上流150メートルのところから土砂受け場を計画しています。茶色で示しているところでございます。土砂受け場（町）と茶色で示しているところが3段の計画で受け入れの土量が約80万立米を予定しております。工事用道路につきましては、赤色で示しているところでございます。今回の補正はこの整備計画に関する測量、設計業務等委託でございます。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願います。

○議長（森本隆夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 教育委員会の関係について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目7教育費補助金、節8地域グリーンニューディール基金活用事業補助金1,688万7,000円については、現在実施設計を行っております那智中学校新校舎に設置する太陽光発電と蓄電池設備工事に対して県の補助金を受け入れするものであります。

19ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

款9教育費、項3中学校費、目3那智中学校校舎大規模改修事業費、節15工事請負費1億2,495万9,000円は新校舎の設計見直しによる工事費の増額費用であります。

お手元に配付させていただいております資料をお願いします。

当初予算において、新校舎の建築工事費につきましては勝浦小学校の新校舎建築工事の設計額をもとに算出し、平方メートル当たり単価25万円で計上させていただきました。当初は各階700平方メートルの3階建て普通教室棟で、今後のメンテナンスを考慮し傾斜のある切り妻屋根で計画しておりましたが、ことし3月に内閣府が津波高、浸水地域を見直したことから、当初の計画では避難するに当たり高さが不足するため設計の見直しを行いました。那智中学校は地域の中核避難所に指定されており、災害時には多数の地域住民の方が避難されると考えられますので、屋上を避難場所に設計変更を行いました。

資料の4枚目をお願いします。

3階の床で海拔15.01メートル、屋上床で海拔19.06メートルであります。また、防災教育とあわせ、環境教育を推進するため、今回地域グリーンニューディール基金を活用して太陽光発電と蓄電池の整備を行うこととなり、これら施設も新校舎屋上に設置いたします。そのため屋上への荷重増加により構造体の強度の見直しが必要となりました。なお蓄電池により、使用箇所は限定されますが、停電時には照明、コンセントの一昼夜使用が可能です。

資料の1枚目に戻ってください。

建物の建築に当たっては、建築基準法による建築構造設計基準、官庁施設の基本的性能基準を満たすための基準数値、用途係数が設けられております。用途係数は3段階になっており、1.0、1.25、1.50の順で目標水準が高くなっており、勝浦小学校は真ん中の1.25で建築され、那智中学校も当初予算の要求時には同数値で計上しておりました。今回建物強度を上げる必要から用途係数を1.25から1.50に見直ししました。この結果、建物躯体の鉄筋量やコンクリート量が増加し、平方メートル当たりの単価が1.1倍に増加いたしました。なお、用途係数1.50の建物としましては役場本庁舎、消防署、警察署、地域防災センター等があります。

また、解体した旧校舎については基礎のみで、くいによる岩着は行っていませんでしたが、地震による液状化により校舎の沈下や傾き、津波による浸水を考慮し、くい工事を設計に含めておりました。しかし、解体工事後ボーリング調査を実施したところ、那智中学校の地盤は地中の岩までかなり深く、勝浦小学校でのくい工事の約3倍の延長が必要なことが判明いたしました。勝浦小学校の地盤は山を切って造成した関係から岩まで浅く、くいの不要な箇所から深いところで13.2メートル、くいの総数35本で総延長301.9メートルでありました。対して、那智中学校は8.0メートルから最深部で32.0メートルもあり、くいの総数42本、総延長で842メートルとふえ、建設費が増加いたしました。

次に、受水槽及び高架水槽の追加工事ではありますが、日常の学校生活における水の使用はもちろんですが、災害時での飲料水を確保するため、地上型の受水槽10トン、屋上に4トンの高架水槽を設置いたします。いずれも水道断水時にタンクから直接蛇口により利用可能であります。

資料の2枚目をお願いします。

以上の理由により、くい工事の割り増しで4,590万円、鉄筋の割り増しが1,056万円、コンクリートで1,755万円、型枠で1,265万5,000円、太陽光発電設備が2,579万4,000円、受水槽及び高架水槽設備で1,250万円、合計1億2,495万9,000円の増額となり、今回補正をお願いするものであります。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

5番曾根君。

○5番（曾根和仁君） 3つほどお願いいたします。

11ページの町債の部分ですけど、款5と款6の消防債、教育債、両方ですけども、1つについては緊急防災・減災事業債から過疎対策事業債へつけかえと、教育債のほうについては、その反対ということで、それぞれそっちの方が有利やということでこういうつけかえがなったと思いますけど、どんなふうにも有利だったかっていう、参考までに理由を教えてください。

それと16ページの民生費、児童措置費のところの節7の賃金の臨時保育士賃金が、これは額がかなり大きいんで、どういう理由でこういう増員、臨時保育士の増員がなされたか、教えてください。

そして18ページ、土木費の大谷地区の残土処分場の1億1,000万円のですけども、ちょっと

形式的なことになるかもしれませんが、この残土処分場については天満区への理解があって始めるということなんですけども、最終的に了解といいますと天満区の場合は多分区民総会ではないかと思うんですけど、その区民総会で正式に了解っていうのが、私の記憶だとまだないんじゃないかと思いますが、それがなくてこの予算つけるっていうと、言葉はちょっときついですけど、見切り発車っていうふうに思われかねないんですけど、その辺どう理解されて、今回この予算を上げられたかという3点、お願いします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） お尋ねの11ページの町債のところの目5、目6の対象の事業債のそれぞれの変更、振りかえみたいなのなんですけども、どのように有利だったのかというお問い合わせなんですけども、どちらかといいますと、ほとんど同じでございます。ただ、国の起債の枠の関係がございまして、消防債は単独事業でございまして、単独事業の場合緊急防災・減災事業債の国の予算がなくなったという話が県のほうからございまして、過疎対策事業債へ振りかえさせていただきました。逆に、教育債のほうは補助対象事業でございまして、こちらのほうは緊急防災・減災事業の補助分の対象となるということで、こちらへ振りかえさせることを県のほうで相談させて、そうさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 臨時保育士の賃金でございますが、先ほども御説明申し上げましたが、職員の退職が3名、今までございまして、補充がされておりません。そして産休が1名、そして育休が4名ございます。そして入所の児童の状況によりということも説明させていただいたんですけども、入所の状況でございますが、人数はそれほど変わっておりませんが、障害児保育加算ということで23年度は11名あった障害児加算がこの10月時点で、同じ時点で33名ということで、障害児保育の加算が多くなっております。その点で臨時保育士がふえたという状況になっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

地元天満区への説明ということなんですけども、今回の整備計画につきましては、まず天満区の評議員に説明をさせていただきました。その後、天満区民全体を対象に10月27日に説明会を開催させていただきました。その中で区民の方から幾つかの要望を受けております。大谷川河川管理者の和歌山県と協議しながら再度、天満区民への説明会を今後する予定で進めておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 5番曾根君。

○5番（曾根和仁君） 臨時保育士のことについては、ちょっと私の聞き漏らしだったと思うので、重ねた質問をして失礼しました。

大谷の処分場についてなんですけど、今の課長の答弁だと、次の説明会でほぼ九分九厘というか、100%了解がとれるだろうという見込みで、もうこれが上がったという感じに受けとめたんですけども、実際にもうこの設計をやる、1億1,000万円かけて設計をやる以上、もうこれをつくらないということはあり得ないんで、事実上の工事着工だと思うんで、本当にくどいようなんですけど、本来やったらこういう交渉はきちっと、はしょらないで厳密にやると。だからこの12月にこういう予算が上がるんで、できたらその前に臨時の区民総会を開いて了解とってくださいというような、そういう天満区への働きかけをするほうが親切やし、事業を行うのも気持ちよく行えたのじゃないかなあと改めて思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 議員御指摘のとおり、臨時区民総会等の開催をもって進めていくべきだったと思うんですけども、ただ役員等に説明会の開催を打診いたしましたところ、区民への説明会で説明したほうがいいのではないかというような評議員さんの御意向もいただきましたので、27日の説明はそういう形でさせていただいております。

今後、最終段階につきましては、評議員さんと再度協議させていただきまして、説明の開催方法は評議員さんと再度協議して開催していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 休憩します。再開10時45分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時26分 休憩

10時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 19ページ的那智中の工事請負費の中ですけれど、建物の屋上ですね、屋上に受水槽及び高架水槽設置工事とあります。

これ災害時の水の確保のため地上型受水槽10トンで地上に置いて屋上に4トンの高架水槽を置くということなんですけど、これ受水槽、下に10トン置くんですけど、ここの水害、まあいうたら津波が押し寄せたときに、ここに、下にポンプとかメーターとか地上に置くわけですね。そのときに津波にやられてしまうと機能、受水槽のくみ上げとか、ああいうことは考えられると思うんですけど、その点、どのような設計にされるんか。

それと、例えばもう一つはこの工事ですけれど、太陽発電パネル、まあ蓄電池もこれ設備するということなんですけど、避難所の場所となる校舎の新築にあわせて、大体普通、長期にわたって避難すると、1,000人という規模ですね、避難できたら。そういったときに備蓄倉庫というのも併設するというのが普通、一般常識みたいなんですけど、その点2点、お尋ねをいたします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） お答えします。

受水槽と屋上へ高架水槽設置するわけですが、受水槽につきましては従来のような地面へ埋める形じゃなしに、地上型ということで蛇口をつけて非常時にはそこから給水できるというような形をとるんですが、確かに議員指摘されますように、津波で壊れる可能性は確かにあるかと思いますが。

ただ、去年の台風に災害のように津波だけではなしに長期間ああいいう形で断水が起こるということも大いにあり得ますんで、そのようなときには十分機能は果たせるものではないかと考えます。

高架水槽につきましては、そのまま校舎の中を配管しておりますんで、それぞれの水回り場所で使用できるということでございます。

それと、屋上への避難は一応資料にありますように1,000人弱の想定しております。避難した場合、資料の立面図の中に一部、1教室分だけ飛び出た箇所があると思うんですが、これはペントハウスということで、この中には階段と、それとキュービクル、それとあと半分を備蓄倉庫として確保しております。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） 屋上4トンですね、それはあれと。ところが津波になった場合、僕が言いましたのは、メーターですね、下に置いているポンプとかメーターがやられたときに心配することなんです。ですから、そういうときに工事かかる前に待てよと、津波が来ると、そしたらやっぱりあれで、あそこで6メーターちょっとですね、高さ。あの地面の。そういったときに6メーター、まあいうたら、大きく来るといふときに考えられるのはメーターとかポンプとか、下に置いてあるあれがやられてしまうたら、その機能はどうなるのかなあと、それと心配するわけですね。そういったときも考慮してなるべくそういうことの配慮というんですか、そういうものをしていただきたいと、このように思います。

それと、1,000人から九百何人と、これ書かれております。938人ですか。ほで、避難した、長期にわたるかもわからない。あそこは避難所としても正式に1,000人近くの人がとどまっても大丈夫ということで備蓄もまあまあ、倉庫も併用するというようなことも今言われたんで、それはこれで安心をしたんですけど。

それと、例えば夜中に、まあいうたら夜間ですね、地震があったというときに校舎へは入れる、あの上へ上がるのは避難路の屋上ですね、あれは西側から入るわけですね。入り口にはないんですね、上がる階段、外階段ですか。左側の西側から上がって上へ上がれるということですね。

それと最初に、例えば地震がいった、逃げてあそこに避難するとしたときに、門扉とかああいうのはどうなったあるのかなあと。そういうときにすっと入れるのかなあと思うたりもするわけです。その点ちょっとどうでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 受水槽につきましては、今後施工に向けて議員おっしゃられたような、指摘されたようなことを十分に配慮して考えていきたいと思えます。

なお、水につきましては新校舎だけではなく、管理棟部分にも既設の受水槽ありますんで、そちらの水も利用できるということでもあります。

それと、屋上へ避難するというのですが、議員言われたように西側の階段、これはもうそのまま利用して上がると。門扉につきましては一応閉めてはおりますが、鍵はかかっておりませんので、それをあけて入ることは可能です。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 1番左近君。

○1番（左近 誠君） まあいつどきに、何どきに、夜中でもあったときには逃げて、あそこあかるといことですね。そして、そうして階段を上って西側から屋上まで上がれるということですね。はい、わかりました。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 3点ほどお尋ねいたします。

以前もあったんだと思いますが、説明があったんだと思いますが、もう忘れておりますんで、この市町村振興資金貸付金というのは、交付税措置が後年度あるんかどうか。それとも、つい単なる借金であるんか、その点ちょっと教えていただきたいと思えます。

それから、12ページの地域活性化対策事業補助金30万円なんですけど、この新宮鉄道開業100周年というのは、記念事業というのは、もうやってあるんと違いますか、まだこれからも引き続いて何回もやるのかどうか。この間のテレビで、町長もこれへ参加、出席したと、参加したと思えますが、このことだと思えますが、この点について説明願いたいと思えます。

また、前に私、学校の生徒・児童に対するライフジャケット配布についても、一つ質問もさせていただいたんで、もう一つ、保育所の児童と、子供ということになれば、私も孫に保育所、あれは黄組ですかね、そのぐらいの孫も持っておりますが、なかなかライフジャケットを着せるのに時間がかかるんです。これを順次浸水地域として想定される保育所にも配っていくと。そしたらほとんどの保育所、下里もそうだし、宇久井もそうだと思いますが、このライフジャケットを配布して常備していくということになると思えます。

これどうですかね、町長、それは一律に30分も20分もかかるところ、到達時間がね、かかるところだったらこういうものも必要かもしれませんが、以前の質問では、教育次長が名言を吐いてましたね、答弁で。少しの可能性も、命が助かる可能性があればそれを追求していくのが我々の使命だというような、そういう意味のことをおっしゃってました。それにしても今回はですね、あれは中学生、小学生ということで、今度は保育所の児童ですんで、子供ですんで、これ必要かどうか。町長の見解をひとつお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 市町村振興資金貸付金の関係についてお答えさせていただきます。

ます。

この起債につきましては、議員さんおっしゃられますとおり、交付税の措置とかというのはございません。考え方としまして、もちろん県の市町村課が持っている資金なんですけども、採算性のあるものに対して貸し付けていただくものでございます。

ほかに適債なものがあればそちらを借りに行くんですけども、なかなかこの対象の起債というのがいいの見当たりませんで、とりあえずこれで借りて、残土が入ったときに収入がございまして、それで返していく計画を立ててこの起債を借り入れるかなと思っております。そういう性質の起債でございます。

それから、12ページの企画費の補助金の関係でございますけども、確かにこの間、12月1日にイベントもやられております。その後まだ、また大きな事業としましては3月2日に新宮市等でまた記念事業をやる予定のようでございます。あと、Tシャツのステッカーやら宣伝ポスターやら、いろいろなイベントをする予定のようでございます。それらを全て含めまして年度内の事業で収支決算書とか、そういうのをもとにこちらで精査しまして補助金を出させていたどうかと思っております。

ちょっと9月で補正させていただければよろしかったんですけども、要望等出てくるのが遅くて12月になったものでございまして、その点御了承お願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） ライフジャケットにつきましては、保護者の要望も強くありまして、ちょうど補助金もあるということで上げさせていただいております。

そして、保育士の先生方に聞きますと、4、5歳児につきましては訓練すれば対応できるということを聞いております。ほかの小さい子につきましては、避難先でも何が起こるかわからないということで、教育次長も言われたように可能性が一つでもあればということをおもって考えております。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） ライフジャケットの件ですが、担当課としてはそういうふうに答えざるを得んと。私の知ってる限りでは、ライフジャケットは要らんよという父兄も多いですよ、保護者も。

そういうことで、どうですかね、町長、うちの場合は5分や10分、前は10分、今5分とかということで、5メートル以上の津波が5分で押し寄せてくるというような話もあります。だからライフジャケットを1人2分かかって80人もおったら160分かかるんです。まあ皆々2分ずつということもないと思いますが、皆さんに着せるのに30人の、1クラスですよ、30人の子供がおれば30分やそこらかかると思うんです。

その点で、そういうことでもっとほかに有効なことにお金を使うという発想はできないものではないか、町長。町長のお考えをお聞かせ願いたい。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

県の方針もそういうふうな形で補助金をつけてきて対象にしてくれるということでありまして、我々としてもその辺、あれば何かの備えにもなるんじゃないかなあと、そういうことも考えて、一縷のわらをもつかむようなところの場合でも、そういうものがあつた場合に、なかつたよりあつたほうがよかつたんじゃないかという場合も発生したら悪いので、その辺については課長も申したとおり、最善のことをしていきたいということでありまして、このままその方針を貫いていきたいと思ひます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） あつたほうが役に、少しでも人命を失わずに済むということであればそれで結構ですけどね、対費用効果なんていうものは命にかえられませんので。

しかしですよ、どうしてもそれがあると、どうしてもつけささないかと、その現場は思いますね。臨機応変にやればいいものを、どうしてもマニュアルどおりやりたいと、それに従事している方はそういうふうに思いますわ。それをつけさすのに時間がかかつて、逃げれるものも逃げられなくなってですよ、時間的に、亡くなってしまふ。その可能性のほうが多いんと違ひますか、このライフジャケットに関してはですよ。

そら小学生であればですよ、小学生、中学生であれば訓練の仕方によっては、そら1分か、20秒でもひよつとしたら着れると思ひますが、私も船持つてて沖へ行くんですよ。しばらく1カ月も2カ月も行かんとあれ着るとなつたら、やはり忘れたつて、これどこにつけるのか、やっぱり時間かかりますよ、大人でさえ。しょつちゅうやつてる者でさえ時間がかかるんです。

だから子供であれば、かえつてお金をかけて人命を損するということにもなりかねんと思ひますんで、ひとつその点はですよ、まあこれはもう予算化してあるんで、県のほうとも話し合ひ、協議してあると思ひますよ。今後はその金が、その補助金はほかにも回せるのであれば、そういうふうによ効に使つていただきたい。うちの一般財源からの持ち出しもあるんでしよう。有効に使つていただきたい。

ただ、県が一律に、和歌山県全体が一律に、一くりに和歌山市も那智勝浦町も。和歌山市だつたら大分かかりますね、津波到達時間。そこを一律に考えたあるんで、やっぱしその地域地域に応じた対策をしていただきたいと、そう思ひます。その点についてどうお考えですか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 装備として配備しておいて、訓練の中でどのような対応ができていくかというのも今後の課題で検討し、使用用途についてのどういう有効性があるかというのもやつていって、その中で避難車の中でそれも積み込んでいって、その途中で高台に逃げるような時間的な問題が発生したときには、その山に上がったときにでもつけれるというようなことでもやつていくという。ないよりも確かにあつたときのほうが、そのときに全てマニュアルどおりにそれを、ジャケットをつけなかつたらあかんとかというようなことじゃなくて、その辺の対応も訓練の中で検討してやつていきたいと。

もし逆の場合に、つけておいたら助かつたなあという場合も発生した場合には、その辺も

賛否両論があらうかと思えますけれども、我々としては購入し備品として備えつけておくというのが選択肢の中の一つで選ばせていただきました。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 町長、そらないよりあったほうがましやと、そういう考え方もありますが、そら一方に。だけど、それは余り正しい考え方ではないと思うんです。

どうしても今それも手に入れて、一時避難場所であつたらええわと、そしたら誰が持っていくんですか、それ。大きいですよ。段ボールに、まあ宇久井の保育所だったら90人定員で90人ぐらいありますね、いつも。90人超えてるときもある。そのものを誰が持って運ぶんですか、避難所まで。

それを有効にですよ、地震発生時にすぐそれを着用できる場所に置いておくところがあるんですか、保育所にそういうスペースが。

なら一遍、今度買った、勝浦認定保育所が買うんですね、配布するんですね、常備していく。一遍町長見たらどうですか。どういうぐあいでそれを着用させていくかという時間もはかって、ストップウオッチで。有効性がなければですよ、税金ですんで有効な使い方してほしいんですよ。県費であっても我々の税金の一部が入ってる。また町費もそこへ投入するんですからね、やはりみんなのお金ですんで有効に使っていただきたいんです。補助金があったから、補助金があるからうちもやるんやということではなしに、それが子供の命を助けるために果たして必要かどうかということもよく考えて、ひとつ予算を計上していただきたいと思えます。

一事が万事ですんでね、野方図なやり方してると本当に予算が膨らむばかりになりますよ、その点について、町長どう思えますか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） その辺については我々としては一縷の望みがあるようなことについてもですね、荷物を持っていくとか持っていかなとかじゃなくても、あるかないかという問題に差しかかったときには、やはりあったほうがいいんじゃないかというのは歴然としているんで。

それは議員おっしゃるとおり、議員の見解もあらうかと思えますけれども、我々としてはそういう見解でこの購入に踏み切ったわけでございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

7番田中君。

○7番（田中幸子君） 16ページの児童措置費についてです。

節18の保育所の備品のほうなんですけども、説明のほうでは災害時の避難用車3台ということになってます。これの3台の配置の保育所と、それからこの車というんですか、どういう形をしているのかというのをお聞かせください。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 避難用車の3台ですけども、これは一応対象が認定こども園になっておりますので、認定こども園の3台配置、人数によって配置するというものでございます。

この車、リヤカー的な枠がありまして、それで8人乗りの車になっております。

- 議長（森本隆夫君） 7番田中君。
- 7番（田中幸子君） ふだん保育所で利用している、小さい子がよく乗って保護者も知っているような、あの車ですか、形としては。
- 議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。
- 福祉課長（福居和之君） そうです。よく見ているようなリヤカー的な、こういう枠のついたやつで。
- 議長（森本隆夫君） 7番田中君。
- 7番（田中幸子君） 3台ということになると、この計算でいくと56万7,000円なので1台18万円ぐらいするんですかね、値段的には。
- となりますと、普通それぐらいもかかるのかなあってちょっと思ったんですけども、まあ8人乗り、ふだんそしたらいつも保育所で使っているのは8人乗りでいいですね。
- あと、今認定こども園の保育所に3台ということなんですけども、ほかの宇久井の保育所とか、ほかの保育所ではどうなんでしょうか。必要性というところでは、声はないんでしょうか。
- 議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。
- 福祉課長（福居和之君） 必要性については、先ほども御説明申し上げた、ことし補助金の関係が認定こども園と天満保育園だけが対象になるということで、浸水の関係で。あと来年度で予算計上をするという県の方針を連絡を受けまして、来年度にこういう避難車も対応したいということでございます。
- 議長（森本隆夫君） 3番下崎君。
- 3番（下崎弘通君） 済いません、2点ほど聞かせていただきます。
- 13ページの選挙費なんですけども、選挙費の下のほうの欄で簡易トイレ借上料というのがあるんですけども、投票所でトイレのない投票所を借り上げてるんかどうか、ちょっとこの点、確認させていただきたいと思います。
- それから、17ページの築いそ投石工事なんですけども、災害で出た石を利用して3カ所、宇久井、那智、勝浦漁協の3カ所のいそに築いそ投石工事を行うということなんですけども、それで6,000立米と言うたんですかね、石の量が。その那智川の堆積量はどれぐらいあって、どれぐらいはけるのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。
- 議長（森本隆夫君） 総務課企画員畑中君。
- 総務課企画員（畑中卓也君） 議員お尋ねの簡易トイレの件なんですけども、町内26カ所の投票所がありまして、旧出合小学校が水道施設がございません。そのところが水がありませんのでそのところに簡易トイレを毎回設置しております。その委託料です。
- 議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。
- 観光産業課長（瀧本雄之君） 築いそ投石関係でございます。
- 議員おっしゃられるとおり、各単協2,000立米ずつの3カ所6,000立米予定しております。その中で那智のほうからどれだけの量が出てくるかということではありますが、正直申しまして私ども、総量等は全然把握できておりません。これももう既にかかなりの大部分の石が運び出され

ておりますが、まだ大きな石が。

投石については約2トン弱の石を欲しいという漁協者側の要望もございまして、小さい目の石は不必要ということで、そういう石を選択しながらいきたいということで、県の土木のほうへお願いしております。

そしてまた、砂防の関係で国交省のほうにもそういう石が出たら優先的にこちらのほうにいただきたいということで、総量等は把握しておりません。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 投票所の関係で旧出合小学校の投票所、ここは以前から何回も利用しているわけですが、そのたびに簡易トイレ借りていましたかね。ちょっと私は覚えてないんですけども。あそこのトイレが利用できないんでそういう、これまでもやっているということでしたら結構なんですけども。

それから、築いその投石の関係の石の量なんですけども、建設課長のほうでは那智川の堆積量どれくらいあるかというのは把握してないんでしょうか。できましたらその量はどれくらいで、どれくらいはけているというような、6,000立米使うと大体どれくらいはけるというようなことで河川の管理上、大変結構なことだと思うんですが、そういう点、わからないでしょうか。わからなかったら結構ですけど。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） ただいま議員より那智川の堆積土量の数量を質問あったんですけども、申しわけないんですけども、うちのほうで土量自体の把握はできておりません。申しわけございません。

○議長（森本隆夫君） 総務課企画員畑中君。

○総務課企画員（畑中卓也君） 濟いませぬ、先ほどの出合小学校のとこなんですけども、毎回、あそこ水道施設がないので毎回簡易トイレを設置しております。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 何点かお聞きします。

まず1点目に、先ほど7番議員さんも質問したと思うんですけど、16ページの区分11の需用費のほうの消耗品費の中のライフジャケットですか、これ、県の補助金がつくもんやから県の指定されたものを、こういう保育所にはこういうものとかというようなものが決まっているんか、例えば、決まってないんでしたら簡単で幼児にもつけやすいもの、幼児用のものなんで体も小さいんで小さいものとか、持っていけるようなもの、こういうのは可能なんか。

2点目は、備品購入費の中の認定こども園の中に3台、乳母車ですか、これ多分現実的に考えたら、認定こども園から出たらすぐ小坂山のところで避難するための用のもんなんやと思うんですけど、小坂山のどこでおりて、まだ多分おりたところは浸水域なんで、そこからおろして、またその上へ上がるものだと思うんですけど、簡単に乗りおりできるようなものなのか、これが2点目。

17ページの築いそ投石工事の中のことなんですけど、これ各漁協ですか、勝浦、宇久井と那

智でしたか、これ築いその投石するのは誰がどこへ場所を決めるのかというのが1点。

18ページの大谷地区のことなんですけど、この地図の中でちょっと見させてもろたんですけど、砂防の堰堤ですか、これ。土羽の堰堤やと思うんですけど、後の利用も考えてという話やったと思うんですけど、この土羽の場所によったら全く使い道のなさそうな形でこの平面図が書かれているんですけど、この辺はどのように、変更も可能なんか、どのように考えられているのか。

その次は、消防費の中の区分15の防災行政無線の設置工事ですか、これ二河の無線の子局で有線延長支局という形で書かれてたんですけど、これ難聴の場所の問題について新たに有線の延長支局がつけられるんですけど、この辺は問題がないのか、それが1点。

最後に、教育費の中の那智中学校の件なんですけど、防災、災害に対応できるようにこの補助金がつけられたと思うんですけど、例えばこの中の非常階段の位置は逃げにくい西側の奥についている。これ東側の表にはつけられないものなのか。

あと、屋上にソーラーをつけられるっていうんですけど、この辺、1,000人弱の避難ができるような、そのソーラーのつけ方をされるのか。

それと、災害用に考えられているんですけど、これ3階建てですね、ほとんど教室の辺が。教室はどのくらいの量が必要なんか、それとこれ、例えば4階にして駐車場の面をふやしたほうが災害対応はできるんじゃないか、その辺、詳細設計でこのとおりの形の学校の形になっていくのか、この点をお聞きします。よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 総務課の関係から御説明させていただきます。

18ページの目5の災害対策費の工事請負費の防災行政無線移設工事の子局優先無線局となっておりますけども、もともとこの二河地区の奥にあります防災行政無線の子局が電波が通りにくくて二河区民会館のところの柱から有線で引っ張っておるもので、今回の移設工事に伴いまして、移設はするんですけども、その辺の仕組みは変わりませんので、現況と同じ状態で移設させていただくということでございます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長（瀧本雄之君） 観光産業課投石築いその関係でございます。

投石する箇所につきましては、地元の要望してきた漁協と話しして、過去ずっとしてきております場所の延長なり、新たな場所は漁協の組合員等と話し合いながら場所を決めていっております。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） ライフジャケットの指定でございますが、いろんなメーカーがございまして、予算上、資料をとっている関係で県の指定はございませんが、いろんな子供の状況にも変更はできると思います。今現在資料として持っているのは子供用で4,725円、大人用で5,040円のを資料として持っております。

車につきましては、今考えているのは前扉が開くもので、そのまま扉で押したもので上がれ

る、そのまま上がれるというようなものを今のところ資料としてとっております。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

土砂受け場の土地利用の関係でございますけれども、図面に表示させてもらってます茶色の部分になってくるかと思えます。

現在、案の段階でございますけれども、3段の高さで平場をつくっていく計画を立てております。一番下の低い段が海拔が55メートル、そこでのりも含めて約1.4ヘクタール、次の2番目のところで海拔70メートル、そこでのりも含めて2.3ヘクタール、一番高いところで海拔85メートル、そこで3.4ヘクタール、合計で7ヘクタールの、のりも含めての平場を予定しております。ただ、あくまでも案でございますので、今後は詳細設計の中でもう少し土地利用できるような形で将来の高台確保という目的で進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） お答えします。

非常階段が西側にあるので避難のときにちょっと不便ではないかということかと思えます。

那智中学校のこの新校舎につきましては、従来に比べて大分生徒数も少ないことでスリムになっております。ただ国道側の歩道といいますか、通路がかなり狭い関係で少しこの場所を広げると、それと、お寺の跡の間に駐車場を設けておりますので、車を一階の部分、国道寄りを通して裏へ回って、建物を一周して体育館との間へ出てこれるような設計になっております。

ただ、国道側に非常階段を持ってきますと、どうしても建物の有効利用といいますか、それがどうしても制約、後ろ側へ、山側になってきますので日当たりの関係とか、位置決めとかということがありまして、このような形に配置いたしました。

なお、避難につきましては、できる限り児童が通る真ん中の階段、これを利用して屋上へ上がれるような形を考えていきたいと思えます。

それと、屋上のソーラーなんですけど、屋上の有効面積の約4分の1ほどソーラーパネルを置くことになろうかと思えます。

それと、教室の数なんですけど、現在那智中学校は生徒数が1年、2年、3年で、現在1年が2クラス、2年が3クラス、3年が3クラス、それと特別支援学級が1クラスの現在9クラスあります。それが供用開始する26年度では児童・生徒数は1年が70名、2年で69名、3年で77名ということで、国の編制基準では40人学級ですので各学年とも2クラスになって6クラス、それへ特別支援が加わりまして7学級になろうかと思うんですけど、ただ、和歌山県の加配事業というのがありまして、35名以上、36名になりますと2クラスになる少人数加配という制度がありまして、例えば71名になりますと3クラスになるという制度があります。そのため26年度の供用開始する時点で70名とか69名のクラスについては、ひょっとすれば3クラスになる可能性があるということで、最大数の学級数を見込んで9クラスをとっております。

それと、駐車場の件で4階建てにすればもう少し建屋が狭くなって、小さくなって駐車場も

とれるのではないかという御意見でしたが、実は整備に当たりまして学校周辺の住民の方にいろいろと説明がてら協力をお願いに回りました。その中で北側ですか、お寺があるんですが、そこの住職の方に、これ以上、今の建物以上高くするなど、どうしても冬になると日陰で困るんやと、できるだけ低うせいというふうに言われましたので、当初は3階建てで傾斜のある切り妻屋根で設計した次第でございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 防災行政無線なんですけど、今の現状で難聴の場所とかないんですかっていう質問もさせていただいたと思うんですが、その辺、もしなければそのままでも結構、近くにでも結構だと思うんです。

それ1点と、中学校の件ですか、これ西棟、東棟で九百何十人の避難できるという、これは4分の1に、4分の3になるということですかね、これ938人ということは。

それと、例えば裏側に、この北側に駐車場を設けるということで学校舎を一周するような形で設計したいということで、これ災害が起きたとき用の形でこの辺、補正予算こうやって組んであるんで、もう少し災害に対応できるような設計にさせていただいて、一周して車を動かせるようなものが必要なんかもわからんですけど、もうちょっと形も考えていただいて、やっぱり例えば、夜津波が、地震があつて津波があつた場合やったら、非常階段というのは国道側にあるのが一番避難しやすいんじゃないかなあと思うんで、その辺、この形ではなかったらだめなのか、そういうことも考慮に入れられないものなのか、その辺、済いませんけど、よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長濱口君。

○参事（総務課長）（濱口博之君） 済いません、防災行政無線のところでは二河地区なんですけども、あそこは山合いにずっと奥のほうに家が点在しておりますので、やはり難聴のところはあろうかと思います。全て細かく、済いません、今ちょっと把握してないんですけども、できるところはできるだけ解消はしていきたいんですけども、なかなか面積も広い関係で、まだ至っておりません。

○議長（森本隆夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 非常階段につきましては、先ほども言いましたように、やはり日当たりの関係とか車の通行の関係で今の形に設計いたしました。

ただ、これから防災の中核避難所ということもありますんで、できるだけ真ん中の通路、階段を通して屋上へ逃げるような形を何とか考えていきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 夜も災害が起きるもんなんで、その真ん中の通路がいつもあけられる状態で、災害が起こったときにすぐあけられるような状態にしていただければ、それでも結構ですけど、その辺、せつかく新しくつくるんで、学校もかなり防災に適したような学校にしていいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 教育次長小玉君。

○教育次長（小玉常夫君） 議員、今指摘されましたように、十分その対応を考えていきたいと考えていきたいと思ひます。

○議長（森本隆夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第66号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第67号 平成24年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算
(第2号)

○議長（森本隆夫君） 日程第11、議案第67号平成24年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 議案第67号平成24年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9,331万9,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括、歳入は款11繰越金で歳入合計補正額は50万円でございます。

5ページをお願いします。

歳出は款10諸支出金で歳出合計補正額は歳入と同額の50万円で、財源内訳は全額一般財源でございます。

次に、6ページをお願いします。

2歳入で、款11繰越金、目1繰越金、節区分1繰越金50万円につきましては、前年度繰越金でございます。

7ページをお願いします。

3の歳出でございます。

款10諸支出金、目1償還金及還付加算金、節区分23償還金利子及割引料で補正額50万円につきましては、当初国保資格異動や確定申告による所得変更等の場合に生じる過誤納金還付金100万円を計上させていただいておりましたが、今年度に入り昨年の台風12号災害に係ります減免申請が多く出されておまして、予想以上に還付金が生じていることから今回50万円の補正をお願いしたものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第67号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第68号 平成24年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（森本隆夫君） 日程第12、議案第68号平成24年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長（寺本資久君） 議案第68号平成24年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億191万6,000円とするものでございます。

4 ページをお願いします。

予算に関する説明書でございます。歳入歳出補正予算事項別明細書。

1 総括、歳入は款 3 繰入金で歳入合計補正額は47万7,000円でございます。

5 ページをお願いします。

歳出は款 2 後期高齢者医療広域連合納付金で歳出合計補正額は歳入と同額の47万7,000円で、財源内訳は全額一般財源でございます。

次に、6 ページをお願いします。

2 歳入で款 3 繰入金、目 1 一般会計繰入金、節区分 2 の保険基盤安定繰入金47万7,000円につきましても、低所得者に係る保険税の軽減措置に対する繰り入れで、一般会計で受け入れました県負担金と町負担金が確定しましたので補正させていただいたものでございます。

7 ページをお願いします。

歳出でございます。

款 2 の後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額47万7,000円につきましても、広域連合へ納付する保険基盤安定繰入金分の確定によりまして補正させていただいたものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第68号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 13 議案第 69 号 平成 24 年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（森本隆夫君） 日程第13、議案第69号平成24年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 議案第69号について御説明申し上げます。

議案第69号平成24年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,283万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,110万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、歳入で款3国庫支出金から款7繰入金までの補正で歳入合計、補正前の額16億9,827万2,000円、補正額6,283万6,000円の増、計17億6,110万8,000円でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

歳入合計と同額でございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、補正額1,187万5,000円の増につきましては、介護予防給付費負担金に係る給付費実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

項2国庫補助金、目1調整交付金、補正額500万円の増につきましては、給付費実績見込みに伴う普通調整交付金の増額をお願いするものでございます。

款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金、補正額1,812万5,000円の増額につきましては、社会保険支払基金交付金の24年度給付実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

7ページをお願いします。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、補正額843万7,000円の増につきましては、介護予防給付費に係る給付実績見込みによる増額でございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1介護給付費繰入金、補正額781万2,000円の増につきましては、介護予防給付費に係る給付実績見込みによる町負担分でございます。節2その他一般会計繰入金、補正額33万6,000円の増につきましては、介護保険システム改修委託に係る経費に対する一般会計からの繰入金でございます。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金、補正額1,125万1,000円の増額につきましては、給付実績見込みによる介護給付費準備基金取り崩しを増額するものでございます。

8ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料、補正額33万6,000円の増につきましては、厚労省より認定ソフト提供に伴い介護保険システムの改修に係る費用をお願いす

るものでございます。

款2保険給付費、目1居宅介護サービス給付費、節19負担金補助及交付金、補正額5,000万円の増につきましては、説明欄記載の給付費実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

目2施設介護サービス給付費、節19負担金補助及交付金、補正額1,250万円の増につきましては、特定入所者介護サービス費、施設介護サービス給付費の実績見込みによる増額でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第69号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第70号 平成24年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（森本隆夫君） 日程第14、議案第70号平成24年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長八木君。

○病院事務長（八木敦哉君） 議案第70号平成24年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページお願いいたします。

平成24年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条、平成24年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条、平成24年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出

の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款病院事業費用、既決予定額20億8,640万5,000円、補正予定額150万円、計20億8,790万5,000円とするものです。

第1項、医業費用、既決予定額20億7,157万9,000円に補正予定額150万円、計20億7,307万9,000円とするものです。

平成24年12月5日提出。那智勝浦町長。

2ページをお願いいたします。

2ページは実施計画書です。説明は省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書です。

収益的収入及び支出。なお収入の補正はございません。

支出でございますが、款1病院事業費用、項1医業費用、目3経費、既決予定額2億3,692万3,000円、補正予定額150万円、計2億3,842万3,000円とするものです。その内容でございますが、節20雑費を150万円補正するもので、説明欄に記載しております医療情報連携保全基盤推進事業負担金に係るものでございます。

この事業は和歌山県立医科大学が国の補助を受けて行うもので、医療情報連携、医療情報の保全を目的に整備されるものです。具体的に申し上げますと、和歌山県立医科大学にホストコンピュータ等、データ蓄積用のサーバーを設置いたします。それでシステム全体の管理を行います。当院は端末機を置きましてデータを入力、管理を行います。あくまで患者様の御同意を得た上で県立医科大学のシステムにデータを蓄積いたします。データ蓄積用の端末機器、院内LAN環境整備に係る経費が今回の補正額でございます。まず、これらの事業から地域医療連携における情報の受け渡し方法として従来の紙や——ペーパーですね——CD等によるものにかわってオンラインでの情報連携やデータ互換閲覧が可能となります。また同時に、医療情報の保全の観点から災害対策として遠隔地への医療情報のバックアップが可能となります。さきの東日本大震災において、それまでの診療データが全て失われ、適切な医療の継続が困難になった例から診療情報の保全がこれまで以上に重要視されております。この実現が期待されるものと考えてございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第70号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

○議長（森本隆夫君） 日程第15、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。

〔諮問第1号朗読〕

人権擁護委員につきましては、法務大臣の委嘱であります。人権擁護委員法第6条第3項では、市町村長は法務大臣に対しその市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定しております。

今回お願いいたしております岡本美智子氏につきましては、平成25年3月31日をもって任期満了となります。新屋悦己氏の後任として推薦いたしたく議会にお諮りするものであります。

なお、議会の同意をいただきましたならば、法務大臣の委嘱により任期は平成25年4月1日から3カ年となります。

また、本町における人権擁護委員は6名の委員で御活躍いただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

事務局から答申（案）を配付しますので、しばらくお待ちください。

お諮りします。

諮問第1号についてお手元に配付しました意見のとおり答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件はお手元に配付いたしました意見のとおり答申することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

○議長（森本隆夫君） 日程第16、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 諮問第2号人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。

〔諮問第2号朗読〕

人権擁護委員につきましては、法務大臣の委嘱であります。人権擁護委員法第6条第3項では、市町村長は法務大臣に対しその市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定しております。

今回お願いいたしております東祐毅氏につきましては、平成25年3月31日をもって任期満了となります。泉京子氏の後任として推薦いたしたく議会にお諮りするものでございます。

なお、議会の同意をいただきましたならば、法務大臣の委嘱により任期は平成25年4月1日から3カ年となります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

事務局から答申（案）を配付しますので、しばらくお待ちください。

お諮りします。

諮問第2号についてお手元に配付しました意見のとおり答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件はお手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について

○議長（森本隆夫君） 日程第17、諮問第3号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君） 諮問第3号人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。

〔諮問第3号朗読〕

人権擁護委員につきましては、法務大臣の委嘱であります。人権擁護委員法第6条第3項では、市町村長は法務大臣に対しその市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定しております。

今回お願いいたしております梶信隆氏につきましては、平成25年3月31日をもって任期満了となります。高橋佐賀子氏の後任として推薦いたしたく議会にお諮りするものであります。

なお、議会の同意をいただきましたならば、法務大臣の委嘱により任期は平成25年4月1日から3カ年となります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

事務局から答申（案）を配付しますので、しばらくお待ちください。

お諮りします。

諮問第3号についてお手元に配付いたしました意見のとおり答申したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件はお手元に配付いたしました意見のとおり答申することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時04分 散会